

京都大学	博士(文学)	氏名	萩原大輔
論文題目	中世後期大内氏の政治史的研究		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、分権的な時代と理解されている中世後期の日本において、西国の地域権力が幕府・朝廷といかなる契機でどのような関係を結んでいたのか、あるいは結ばなかったのかを、政治史的な視角をとりつつ考察したものである。その主たる検討対象として、周防大内氏をとりあげている。大内氏は、中世前期に周防国在庁官人としてみえ、鎌倉時代には幕府御家人となり、六波羅探題奉行人を一族から輩出、その後の南北朝内乱のなかで南朝方として頭角を現して勢力を拡大、北朝に帰順したのちは守護となった。その最盛期の支配範囲は、周防・長門・筑前・豊前・安芸・石見、さらには備後にまで及び、広大な分国を形成した大大名である。まさに西国における室町幕府の最有力守護の一つであり、くわえて朝廷・公家社会とも緊密な関係を構築する一方、明・朝鮮と積極的な東アジア外交を展開するなど、中世後期の列島社会を考えると極めて重要な地域権力である。</p> <p>戦後の大内氏研究は、守護領国制論の進展や戦国大名論の盛行という流れのなかで、主に検地や知行制、家臣団構造や軍事編成など、分国支配の実態に迫ることを中心に深められてきた。こうしたなか、「室町幕府一守護体制」論を提起した、川岡勉氏の守護権力像の原風景を形作ったのが、ほかならぬ周防大内氏の事例であった点も看過できない。このため研究史的にも、中世後期の武家権力秩序の実態を見据えていくうえで、大内氏権力の再検討は必須の前提作業となる。川岡氏によれば、中央権門たる幕府・将軍（「天下成敗権」）と地域権力たる守護（「国成敗権」）の両者が相互に依存・牽制しつつ重層的に結合するところに成立する「室町幕府一守護体制」は、嘉吉の乱（1441年）によって変質しつつも16世紀半ばまで存続する、という。そして周防大内氏のことを、「室町幕府一守護体制」の外縁部分に位置し、室町期守護から戦国期守護へ転換を図った権力、と位置づけている。しかし一連の氏の研究には、大きく2つの課題がある。①政治史的研究が不足していること、②朝廷・公家との関係が十分に考慮されていないこと、この2つである。つまり中世後期の大内氏権力が京都の幕府や朝廷との関係をどのように展開していったのか、いまだ十分な解明がなされているとはいえない。</p> <p>このように研究史を整理したうえで、論者は本論文で近年の対外関係史研究の成果も視野に入れつつ、とくに古文書学的考察と政治過程分析という方法をとって研究を進めている。具体的には幕府文書形式の模倣、流浪の室町将軍への姿勢、さらには、在京雑掌や昵近公家衆など仲介役の活動、叙位任官推挙の実態、などを主要な論点と</p>			

して考察し、関係の段階的変化、およびその背景・原因を把握することによって、大内氏権力にとっての幕府・朝廷の位置づけを、より動的に明らかにしていくことをめざしている。このような作業は、上洛・在京して室町政権に参画することの意義、室町政権に与える規定性を問うことにもつながるものである。

第一章「大内氏の袖判下文と御家人制」では、大内氏が発給した袖判下文を網羅的に収集したうえで、古文書学的検討を加え、幕府モデルの導入・模倣という川岡勉氏の研究視角の有効性を問うている。寛正6年（1465）に大内氏家督を継承した政弘は、父教弘没後に和解して以降も軽視しえぬ位置を占める伯父教幸の存在を意識して、自身の権力確立を図るため、当主発給文書の大幅な再編を進めた。そのなかで、感状や官途状の書下形式化、安堵状の袖判形式化を行い、宛行状に袖判下文を採用する。大内氏袖判下文は、原則的に豎紙形式で、弘治3年（1557）の滅亡まで継続して発給された。一方、神領宛行と住持職補任に用いられた大内氏奥上署判下文は、伝統的な文言形式を備え、大宰大弐任官後の義隆期にのみ発給される大府宣と同じく、義隆個人の復古主義によるものである。大内氏袖判下文は、有力国衆を除く士宛の新恩所領宛行に特化した当主判物というべきものであり、幕府文書の導入・模倣という文脈では捉えられない。また史料用語の大内氏「御家人」は、毛利氏「御家人」と同様、袖判下文の受給者ではなく、最下級給人や被官化した小国人に対する称号ともいえず、より端的に「家人」の敬意表現にすぎない。諸大名分国にも散見する「御家人」について、大内氏の事例のみを取り出して、その家臣団編成を「御家人制」という概念であえて説明する意義は乏しい。戦国期の地域権力の自立化が、一見すれば幕府モデル的なものをもとになって進行したかにみえても、その内実は異なると捉える。

第一章補論「名を籠められた大内氏—中世「名を籠める文書」論」では、応仁・文明の乱に参戦した大内氏が対峙した、中世仏教の宗教的暴力「名を籠める」制裁に関する分析を行っている。従来とかく混同されがちであった、籠名と呪咀・調伏が異なる行為であることを明らかにしたうえで、出名による寺敵認定解除が担保された籠名という制裁が、「寺法」に組み込まれて宗教的暴力の第一段階として機能していたことが、中世大和寺院の特質であると指摘する。また東大寺宝珠院現蔵文書のなかに、大内氏被官を呪う「籠名札」を見だし、紹介もしている。

第二章「室町将軍の流浪と大内氏—足利義尹政権考」では、戦国期大内氏が擁立して復権させた、室町幕府第10代将軍足利義尹の政権構造とその展開について、内部構成と政治過程を抽出するなかで、大内氏の動向に言及している。応仁・文明の乱で西軍（義視方）の主力であった大内氏は、足利義尹と義澄という「二人の将軍」の対立状況のなかで、一貫して義尹（義視嫡男）方であったと理解されることが多い。しかし、細川氏を優遇する義尹政権の遣明船貿易政策への不満から、明応の政変勃発時には、消極姿勢に終始して本国の周防へほどなく帰国している。政変後も越中へ流浪していた義尹から上洛の要請を受け、請文を出したが、怪異の発生という虚偽を持ち

出して上洛を見送っている。また在京雑掌を介して京都の足利義澄・細川政元政権にも気脈を通じており、両面外交を展開していた。大内氏分国では明応4年(1495)に、陶宗景・内藤弘矩・弘和父子ら重臣の反乱が起こり、その最中に当主政弘が病没、嫡男義興への権力継承が行われる。その後、大内氏からの積極支援による武力上洛の見通しが悪化したことにより、義尹勢力内部には和睦上洛論の機運が高まるなど、大内氏分国の動向も義尹勢力側の方針にも影響を及ぼしている。このように明応の政変後の大内氏は、基本的に実質的な軍事支援はせず中立的対応に終始している。しかし明応8年末の義尹周防下向により必然的関与を迫られるなかで、積極支援へ転じていく。そして永正5年(1508)、義尹は大内氏ら有力大名の軍事支援のもと、将軍復職を果たす。その結果、土倉酒屋役免除在所の撤廃という経済政策の有名無実化、義尹にとって宿敵たる伊勢貞宗・貞陸父子の政権参画を図るなど、大内氏はその支援の功績に比例するかたちで、政権に大きな影響力を保有することになったと論じる。

第三章「中世後期大内氏の在京雑掌」では、大内氏の在京雑掌を通時的に分析している。当初は大内氏被官のなかから武家雑掌が任用されたが、宝徳度遣明船(1453年)への参入を機に、貿易関連知識が能力として求められるようになり、15世紀半ばから、京都相国寺の禅僧を任用しはじめた。まず寛正5年(1464)に、大内氏と結びつきを強めていた伊勢氏の被官から松雪軒全果を登用し、応仁・文明の乱後には、大内氏陣僧として仕えていた競秀軒興文を任用した。同じ相国寺禅僧でも、より主従的に編成しうる者を選んでいったとみられる。その後は、遣明船士官として渡航した経験と知識を見込んで、大内氏被官の阿川勝康を異例の高齢で抜擢する。つまり、在京雑掌の人的構成の変化は、大内氏の外外交勢の展開を如実に反映していたのである。また15世紀末まで、大内氏当主が在国している期間には、在京雑掌がほぼ継続して配置されていた。しかし16世紀に入ると、その原則は崩れ、長期に及ぶ空白期間が見られるようになる。その空白期間のうち、文亀元年(1501)から永正5年(1508)にかけては、大内氏は朝廷・幕府から治罰対象とされ、受動的に対京都外交を消極化させたと考えられる。一方、永正15年(1518)大内義興下国後の10年間は、すでに貿易権益を獲得するなど、外交面での着実な成果があり、主体的判断から在京雑掌を配置しなかったものである。大永7年(1527)に再配置した契機は、寧波の乱(1523年)後に断絶した日明関係の復活交渉の一環として、琉球使僧への僧官補任を朝廷へ申請するためであった。このように16世紀には、必要な局面となった時にのみ在京雑掌を派遣・配置するという方針へと移行していったと捉える。

第四章「戦国期大内氏と公家衆」では、戦国期大内氏の叙位任官推挙における公家衆の具体的役割を確認したうえで、下向公家も犠牲となった天文20年(1551)の内乱の政治史的位置づけを図っている。戦国期大内氏の叙位任官推挙では、幕府関係者ではなく昵近公家衆が主要な仲介者としての役割を果たしていた。官位推挙は、

従来から指摘される家臣団内部の身分秩序維持に加え、近隣有力国衆を懐柔する有効な手段として用いられており、そのなかで、分国へ下向してきた官務大宮伊治は、御札注文の作成、礼物の京進、宣旨・位記発給斡旋など実務面の多くを担った。戦国期大内氏は、多くの公家の下向を受け入れ、文化的交流のみならず政治的にも活用し、幕府への申請・仲介を必要としない叙位任官推挙を実現していたのである。そして、大宮伊治や「一忍軒」冷泉範遠ら下向公家の一部は大きな影響力を分国内でも行使するに至り、当主義隆を廃立するクーデターのなかで排除される。最後にこうした分析を踏まえ、天文20年に起こった陶隆房ら大内氏重臣が蜂起した内乱は、当主義隆とそれに結びついた下向公家を含む側近勢力を放逐する事件であったと評価する。

論者は以上のような分析を通じて、大内氏は京都に結びつく主要な動機を対外関係的要素へ傾斜させていくにしたがい、「室町幕府—守護体制」という武家権力秩序のもとでは、把握しがたい政治的動向を示していく、という見通しをえている。そしてその見通しのもと、大内氏と幕府・朝廷との関係の大枠を次のように再構成している。大内氏分国と幕府・朝廷の所在する首都京都との間で緊密に連絡を取り合うために配置されたのが、在京雑掌であった。その存在形態・活動状況からすると、南北朝期の当主大内義弘以降、盛見・持世・教弘期までの対京都外交は、おおよそ同じ枠内で把握される。次の大内政弘・義興期は、いずれも軍勢を率いて上洛し、長期在京した経歴から、とりわけ幕府権力に求心する守護的性格を強調されることが多い。しかし軍事支援に至るまでは消極姿勢・中立的対応を長くとっており、在京雑掌を継続配置しなくなるなど、積極的な京都外交を志向しなくなる。総じて戦国期には、外交権を保持する室町殿権力と個別的に結びつく傾向が顕著となるのである。そして大内義隆期では、叙位任官推挙や公家衆の下向受け入れなどにより、朝廷・公家社会との結びつきを急速に強めていく。当主義隆とそれに結びついた下向公家を含む側近勢力が放逐された、天文20年の内乱はその帰結でもあった。このあと、豊後大友氏出身の義長を義隆後継の大内氏当主として迎えるにあたり、琳聖太子の故事を踏まえた周防入国という形で、家督継承を正当化させる論理として、朝鮮王朝の出自が利用される。同時に「京都御下知」による家督継承も掲げている。つまり、陶隆房をはじめとする当時の大内氏家中は、朝鮮王朝と室町政権の双方を必要な権威と認識していたのである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、中世後期において、西国の地域権力である大内氏が幕府・朝廷といかなる契機でどのような関係を結んでいたかを、政治史的視角から考察したものである。本論4章に補論2編が加えられ、前後に研究史を整理した序章と論文内容をまとめ、今後の課題を示した終章が配されている。

大内氏は西国における最有力守護の一つであり、最盛期には7カ国に及ぶ広大な分国を形成した大大名である。その一方で、朝廷・公家社会とも緊密な関係を結び、明・朝鮮と積極的な外交を展開したことで知られている。戦後、大内氏は室町期の守護から戦国大名に転換した事例として注目され、守護領国制論の進展や戦国大名論の盛行という流れのなかで、主に検地や知行制、家臣団構造や軍事編成など、分国支配の実態に迫ることがめざされた。また近年は、対外関係史の分野で研究が深められる一方で、大内氏の分国支配の実例をもとに、「室町幕府—守護体制」という武家権力秩序を示す新しい概念も提起されている。このように大内氏の研究は中世後期の権力構造を究明するうえで重要な位置を占めるが、これに対し論者は、これまでは幕府との関係を中心にして、分国支配の構造の解明に重きがおかれたため、①通時的な政治過程の分析が不足している、②朝廷・公家との関係が十分に考慮されていない、という問題を残すことになったと批判する。そのうえで本論文では、近年の対外関係史研究の成果も視野に入れつつ、古文書学的検討と政治過程分析という方法を駆使して、大内氏権力が幕府や朝廷との関係をどのように展開していったかをより動的に明らかにすることをめざしている。

第一章では、大内氏が発給した袖判下文を網羅的に収集したうえで、古文書学的な検討を加えている。寛正6年(1465)に家督を継承した政弘は、勢力をほこる伯父教幸が存在するなかで、自身の権力確立を図るため、当主発給文書の大幅な再編を進めた。その一環として、宛行状に採用されたのが袖判下文であり、これ以降、大内氏の滅亡まで継続して用いられた。論者は幕府発給文書の検討も踏まえ、この下文が有力国衆を除く士宛の新恩所領宛行に特化した当主判物というべきものであり、幕府文書の導入とはみなしえないと論じる。大内氏御家人の内実を究明したこととあいまって、戦国期における地域権力の自立化を幕府モデルの導入・模倣と捉える有力な見解に再検討を迫っている。

第二章では、第10代将軍足利義尹の復権過程における大内氏の動向を究明している。応仁・文明の乱で西軍の主力であった大内氏は、足利義尹と義澄という「二人の将軍」が対立する状況のなかで、一貫して義尹方であったとみなされがちであるが、必ずしもその動きは明確になっていなかった。論者は広範な史料の収集を通じて、その動向を追い、明応の政変勃発時の行動、流浪中の義尹への対応や京都政権との交渉にみられるように、政変後中立的な対応に終始していた大内氏が、明応8年(1499)末の義尹周防下向により必然的に関与を迫られるなかで、積極的な支援

に転じ、それが永正5年（1508）の将軍復職につながったと捉える。不明な点の多かった義尹政権の成立過程を明らかにする成果でもある。

第三章は、大内氏が京都においた在京雑掌を通時的に分析したものであり、次の2点を明らかにしている。①当初は大内氏被官のなかから武家が任用されたが、遣明船への参入を機に、貿易関連知識が能力として求められるようになり、15世紀半ばから相国寺の禅僧、ついで渡航経験のある被官が登用されたこと、②15世紀末まで、大内氏当主が在国している間はほぼ継続しておかれていたが、16世紀に入ると、その原則が崩れ、必要な局面になった時のみ派遣・配置する方針に移行したこと、この二つである。とくに在京雑掌の人選が外交との関わりでなされていたとの指摘は、大内氏と幕府との関係を考えるうえでも貴重である。

第四章では、戦国期大内氏の叙位任官推挙における公家衆の役割と、大内氏と朝廷との結びつきの変化を検討している。義隆期の叙位任官推挙では、それまでの幕府関係者ではなく、昵近公家衆が主要な仲介者の役割を果たしていたが、なかでも側近の大宮伊治はこの面の実務を幅広く担っていた。論者はこれらの事実を踏まえ、義隆期の大内氏は多数の公家の下向を受け入れ、彼らを文化的交流のみならず政治的にも活用し、幕府の仲介を必要としない叙位任官推挙を実現するようになった、その過程で側近に取りたてられた下向公家が分国内でも大きな影響力を行使するようになり、それが当主義隆を廃立するクーデターのなかで彼らが排除される結果をもたらしたと論じる。クーデターのこれまで注目されていなかった側面を明らかにしたものである。

論者は以上のように、中世後期の内氏権力と京都の幕府や朝廷との関係をいくつかの側面から究明し、単なる有力守護にとどまらない政治動向を示す大内氏の姿を描きだしている。新しい側面から武家権力秩序に収まらない大内氏の動きを照射した点で、今後の大内氏研究の方向を示したものといえよう。また籠名（神前に名字を書いた紙を籠める）と呪詛・調伏が異なる行為であることを明らかにし、東大寺宝珠院に所蔵されている大内氏被官を呪う「籠名札」を紹介した補論も貴重な成果である。とはいえ、いくつかの問題も残されている。独自の政治動向をみせる大内氏を、戦国期の全体的な政治秩序のなかでどう位置づけるかが明確な形で論じられていないことなどである。しかしこれも今後の課題とみなすべきものであり、博士論文としての価値を損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2013年3月5日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事からについて口頭試問をおこなった結果、合格と認めた。